平成２５年（フ）第４３６号
埼玉県北本市西高尾４丁目128番地　Ｆ・ｖｉｌｌａｇｅ201
債務者　大野　道代
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９８号
さいたま市西区大字佐知川1138番地１　ガーデンハウス蔵島201
債務者　横澤　裕美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１０号
さいたま市大宮区三橋４丁目954番地１　コーポウエムラ101
債務者　小林　　實
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目10番11号　メゾンオリーブ201
債務者　高田　昭弘
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３９号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目５番21号　川村荘102、前住所埼玉県ふじみ野市大井中央３丁目13番12号
債務者　小川　　淳
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４４号
埼玉県川越市三光町14番地１　ライオンズテラス川越501号室
債務者　花崎　　薫
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５８号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1832番地15、前住所埼玉県坂戸市南町20番19号
債務者　岡崎　俊和
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２６４号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷84番地４
債務者　大野　　進
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２６５号
埼玉県川越市岸町３丁目31番地31
債務者　忍田　賢治
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９号
千葉県旭市ニの5665番地　みどり住宅66号
債務者　常世田浩一
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
千葉県東金市東上宿18番地１　アインズコートサンテラス東金305
債務者　小山治愛子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３７号
相模原市中央区陽光台６丁目８番31号　レオパレス陽光台207
債務者　井手　悠弥
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１５０号
静岡県三島市富田町14番18号　クーネルモネ301
債務者　竹村　寿美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
静岡県沼津市駿河台13番地の20　メゾンイナバ107号
債務者　武田美智子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
香川県観音寺市豊浜町姫浜1484番地２
債務者　上藪　信子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第１７号
香川県観音寺市豊浜町姫浜1484番地２
債務者　上藪てるみ
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第５６号
佐賀県伊万里市大川町大川野3126番地
債務者　滝本　裕己
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５７号
佐賀県伊万里市大川町大川野3126番地
債務者　滝本ひろみ
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで佐賀地方裁判所武雄支部